

加齢対応構造等のチェックリスト

【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第1号から第9号に規定する基準】

1. 申請事業の内容

☐ 新築 ☒ 改修

既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第1項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法第54条第1号ロに規定する基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等である構造及び設備については、別紙2②の基準が適用されることがあります。この判断は登録時に登録主体によって行われますので、ご注意ください。

☐ のある欄は、該当するものを
☒ に置き換えてください

☐ を ☒ に置き換えてください
自由欄はなるべく具体的に記述してください

添付資料の
対応箇所等

2. バリアフリー基準への対応状況

住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
A【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第1号から第8号に規定する基準】			
一 床は、原則として段差のない構造のものであること。	☐ 適合 ☐ 非適合	B(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第9号に規定する基準)の1(1)、2(1)、2(3)記載参照	
二 廊下の幅		Bの1(2)記載参照	
主たる廊下の幅は、七十八センチメートル以上 (柱の存する部分にあっては、七十五センチメートル以上)	☐ 適合 ☐ 非適合		
三 出入口の幅		Bの1(2)記載参照	
主たる居室の出入口の幅は七十五センチメートル以上	☐ 適合 ☐ 非適合		
浴室の出入口の幅は六十センチメートル以上	☐ 適合 ☐ 非適合		
四 浴室			
浴室の短辺は百三十センチメートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、百二十センチメートル以上)	☐ 一戸建て ☐ 一戸建て以外 ☐ 適合 → ☐ 非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の短辺 cm	
面積は二平方メートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、一・八平方メートル以上)	☐ 一戸建て ☐ 一戸建て以外 ☐ 適合 → ☐ 非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の面積 m ²	
五 住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合すること。		Bの1(3)記載参照	
T≥19.5(T:踏面の寸法)	☐ 適合 ☐ 非適合		
R÷T≤22÷21(R:けあげの寸法)	☐ 適合 ☐ 非適合		
55≤T+2R≤65	☐ 適合 ☐ 非適合		
六 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合すること。		Bの2(2)記載参照	
T≥24(T:踏面の寸法)	☐ 適合 ☐ 非適合		
55≤T+2R≤65(R:けあげの寸法)	☐ 適合 ☐ 非適合		
七 以下には手すりを設けること		Bの1(4)記載参照	
便所	☐ 適合 ☐ 非適合		
浴室	☐ 適合 ☐ 非適合		
住戸内の階段	☐ 適合 ☐ 非適合		
八 階数が三以上である共同住宅の用途に供する建築物には、原則として当該建築物の出入口のある階に停止するエレベーターを設置すること。	☐ 適合 ☐ 非適合	Bの2(3)記載参照	

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
B【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第9号に規定する基準】				
1 住宅の専用部分に係る基準				
(1) 段 差 ※専用住戸 内部	イ 日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室及び特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。))を除く。))にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)内の床が、段差のない構造(5mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。	☐ 基準範囲内で適合 → ☐ 基準範囲を超え非適合 →	☐ ①～⑥を除く日常生活空間の床に、5mm高を超える段差が生じない ☐ ①～⑥該当なし ☐ ①～⑥該当あるが下記のとおり適合 ☐ ①～⑥該当あり下記のとおり非適合	
	① 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm以下としたもの	☐ 該当部位なし ☐ 段差があるが左欄許容範囲内 → ☐ 段差があり左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 くつずりと玄関外側の高低差 mm くつずりと玄関土間の高低差 mm	
	② 玄関の上がりがまちの段差	☐ 該当部位なし ☐ 該当部位あり		
	③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。以下「勝手口等」という。)の出入口及び上がりがまちの段差	☐ 該当部位なし ☐ 該当部位あり		
	④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差		※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
	a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。	☐ 該当部位なし	段差部位の面積 m2	
	b 面積が3㎡以上9㎡(当該居室の面積が18㎡以下の場合にあつては、当該面積の1/2)未満であること。	☐ 該当あり 左欄a～e許容範囲内 →	(居室全体の面積) m2)	
	c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。	☐ 該当あり 左欄a～e範囲を超える →	段差部位長辺の長さ mm	
	d 長辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm以上であること。		段差部位がその他より ☐ 高い ☐ 低い	
	e その他の部分の床より高い位置にあること。			
	⑤ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差(立ち上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ。)としたもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの	☐ 該当部位なし ☐ 段差があるが左欄許容範囲内 → ☐ 段差があり左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 ☐ 単純段差 段差の高さ mm ☐ 手すり設置 浴室内外の高低差 mm ☐ の場合 またぎ高さ mm	
	⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあつては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段(奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上であり、かつ、1段であるものに限る。以下同じ。)との段差及び踏み段とかまちとの段差で180mm以下の単純段差としたものに限る。	☐ 該当部位なし ☐ 段差なし ☐ 段差があるが左欄a～c許容範囲内 → ☐ 段差があり左欄a～c範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 段差の種類 ☐ 単純段差 ☐ またぎ段差 手すり設置 ☐ 設置済み ☐ 設置可能 ☐ なし 踏み段有無 ☐ なし ☐ 1段 ☐ 2段以上 踏み段寸法 奥行き mm 幅 mm かまちとバルコニーとの段差 mm 踏み段とかまちとの段差 mm バルコニーと踏み段との段差 mm 踏み段とバルコニー端との距離 mm	
	a 180mm(踏み段を設ける場合にあつては、360mm)以下の単純段差としたもの			
b 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの				
c 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあつては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの				
ロ 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。				
① 玄関の出入口の段差		☐ ①～⑥を除く日常生活空間外の床に段差なし		
② 玄関の上がりがまちの段差	☐ 基準範囲内で適合 →			
③ 勝手口等の出入口及び上がりがまちの段差	☐ 基準範囲を超え非適合 →			
④ バルコニーの出入口の段差		☐ ①～⑥該当なし		
⑤ 浴室の出入口の段差		☐ ①～⑥該当あるが許容範囲内		
⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差		☐ ①～⑥該当あり許容範囲を超え非適合		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
(2) 通路及び 出入口の 幅員	イ 日常生活空間内の通路の有効幅員が780mm(柱等の箇所にあっては750mm)以上であること。	☐ 該当部位なし ☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 通路の有効幅員 mm 柱等の箇所の有効幅員 mm	
	ロ 日常生活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。)の幅員(玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が750mm(浴室の出入口にあっては600mm)以上であること。	☐ 左欄をみたして適合 → ☐ 左欄をみたさず非適合 →	出入口の有効幅員 mm 浴室出入口の有効幅員 mm	
※専用住戸 内部				
(3) 階 段	住戸内の階段の各部の寸法が次の各式に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設置されている場合 にあっては、この限りではない	☐ 住戸内に階段はなく該当しない ☐ 階段あるがホームエレベータも設置	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 /	
	イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。 ロ 蹴込みが30mm以下であること。 ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 ① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分	☐ 階段があり左欄をみたして適合 → ☐ 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面)= mm 蹴込みの寸法 mm ☐ 回り階段ではない ☐ 以下に該当しない回り階段 ☐ 屈曲部が左欄①に該当する回り階段 ☐ 屈曲部が左欄②に該当する回り階段 ☐ 屈曲部が左欄③に該当する回り階段	
※専用住戸 内部				
(4) 手すり	イ 手すり、次の表の(イ)項に掲げる空間ごとに、(ロ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。	☐ 全空間で適合または該当しない ☐ 部分的に非適合あり ☐ 適合がない		
	(イ) (ロ) 空間 手すりの設置の基準 階段 少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。 便所 立ち座りのためのものが設けられていること。 浴室 浴槽出入りのためのものが設けられていること。 玄関 上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 脱衣所 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	☐ 住戸内に階段はなく該当しない ☐ 階段あるがホームエレベータも設置 ☐ 階段があり左欄をみたして適合 → ☐ 階段あるが左欄をみたさず非適合 → ☐ 設置済みで適合 ☐ 左欄をみたさず非適合 ☐ 住戸内に浴室はなく該当しない ☐ 設置済みで適合 ☐ 左欄をみたさず非適合 ☐ 昇降を要する段差がなく、靴の履き替えも必要としないため該当しない ☐ 設置済みで適合 ☐ 下地処理があり適合 ☐ 左欄をみたさず非適合 ☐ 住戸内に脱衣室はなく該当しない ☐ 設置済みで適合 ☐ 下地処理があり適合 ☐ 左欄をみたさず非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 1 / 手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側 手すりの踏面からの高さ mm	
※専用住戸 内部	ロ 転落防止のための手すり、次の表の(イ)項に掲げる空間ごとに、(ロ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。	☐ 全空間で適合または該当しない ☐ 部分的に非適合あり ☐ 適合がない		
	(イ) (ロ) 空間 手すりの設置の基準 バルコニー ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 2階以上の窓 ①窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面から800mm(3階以上の窓にあっては1,100mm)以上の高さに達するように設けられていること。 ②窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、窓台等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③窓台等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。	☐ 該当部位なし → ☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたさない → ☐ 該当部位なし → ☐ 存在するが外部からの高さ1m以下 ☐ 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm ☐ 住戸内に窓なし ☐ 存在するが外部からの高さ1m以下 ☐ 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 窓台等の高さ mm 手すりの窓台等からの高さ mm 2F：手すりの床面からの高さ mm 3F以上：手すりの床面からの高さ mm		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準				対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(4) 手すり ※専用住戸内部		廊下及び階段(開放されている側に限る)	☐ ① 腰壁等の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面(階段にあっては踏面の先端)から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ☐ ② 腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。	☐ 該当部位なし → ☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたまない →	☐ 住戸内に開放廊下・階段なし ☐ 存在するが外部からの高さ1m以下 ☐ 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm	
		ハ 転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等又は窓台等(腰壁等又は窓台等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。			☐ 該当部位なし ☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたまない →	該当する手すり子の間隔 mm
(5) 部屋の配置	日常生活空間のうち、便所が特定寝室の存する階にあること。 ※専用住戸内部		☐ 住戸内に階の別はなく該当しない ☐ 階の別はあるが同一階にあり、適合 ☐ 同一階になく非適合			
(6) 便所及び寝室 ※専用住戸内部	イ 日常生活空間の便所が次のいずれかに掲げる基準に適合し、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であること。		☐ 適合 → ☐ 非適合	☐ 腰掛け式便器を使用		
		① 長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で1,300mm以上であること。	☐ 左欄をみまして適合 → ☐ 左欄をみたまさず非適合 →	※以下、複数ある場合は最も厳しい状況を記入 長辺の内法寸法 mm		
		② 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が500mm以上であること。	☐ 左欄をみまして適合 → ☐ 左欄をみたまさず非適合 →	便器と壁の距離 mm		
	ロ 特定寝室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。		☐ 左欄をみまして適合 → ☐ 左欄をみたまさず非適合 →	寝室の面積(内法寸法) m2		
2 住宅の共用部分に係る基準						
(1) 共用廊下	住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。		☐ 該当する共用廊下なし(長屋形式等) ☐ 適合 ☐ 非適合			
	イ 共用廊下の床が、段差のない構造であること。		☐ 該当しない ☐ 5mmを超える段差なく適合 ☐ 5mmを超える段差があり非適合			
	ロ 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。		☐ 該当しない ☐ 高低差あるが基準対応して適合 ☐ 高低差あり基準未対応で非適合	☐ 共用廊下がない ☐ 共用廊下に高低差がない		
	※(2)イ①から④	① 勾配が1/12以下(高低差が80mm以下の場合にあっては1/8以下)の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。	☐ 該当しない ☐ 左欄をみまして適合 → ☐ 左欄をみたまさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差 mm ☐ 傾斜路のみで対応 ☐ 傾斜路と段の併設で対応(②に記述) 設けた傾斜路勾配 1 /		
		② 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの①から④までに掲げる基準※に適合していること。	☐ 該当しない ☐ 適合 ☐ 非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入		
		③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	☐ 該当しない	最上段食い込み ☐ なし ☐ あり 最下段突出部分 ☐ なし ☐ あり		
		④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	☐ 左欄をみまして③④適合 → ☐ 左欄をみたまさず③④非適合 →	手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側 手すりの踏面からの高さ mm		
	ハ 手すりが共用廊下(次の①及び②に掲げる部分を除く。)の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。		☐ 該当しない ☐ 手すりを設置して適合 → ☐ 手すりの設置がなく非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側 手すりの床面からの高さ mm		
	① 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分		☐ 該当部位で手すり設置を回避した → ☐ 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所：		
	② エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分		☐ 該当部位で手すり設置を回避した → ☐ 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所：		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(1) 共用廊下	ニ 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	☐ 該当部位なし →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 ☐ 開放された共用廊下なし ☐ 存在するが1階のため適用外	
	① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。	☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたまない →	腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm 該当する手すり子の間隔 mm	
	② 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。			
(2) 主たる共用の階段	次に掲げる基準に適合していること。	☐ 該当する共用階段なし(平屋建て等) ☐ 全適合 ☐ 部分適合 ☐ 非適合		
	イ 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる基準に適合していること。	☐ 該当しない ☐ 適合 ☐ 非適合	☐ ①～④に適合 ☐ 住戸階はエレベーター利用あり③及び④に適合	
	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。	☐ 該当しない ☐ 左欄をみまして①②適合 → ☐ 左欄をみたまさず①②非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※ (けあげ) x 2 + (踏面) = mm 蹴込みの寸法 mm	
	② 蹴込みが30mm以下であること。			
	③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	☐ 該当しない ☐ 左欄をみまして③④適合 →	最上段食い込み ☐ なし ☐ あり 最下段突出部分 ☐ なし ☐ あり	
	④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	☐ 左欄をみたまさず③④非適合 →	手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側 手すりの踏面からの高さ mm	
	ロ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ1m以下の階段の部分については、この限りでない。	☐ 該当部位なし →	☐ 開放された廊下・階段なし ☐ 存在するが外部からの高さ1m以下	
	① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。	☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたまない →	腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの踏面先端からの高さ mm 該当する手すり子の間隔 mm	
(3) エレベーター	住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、住戸からエレベーター又は共用の階段(1階分の移動に限る。)を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、…① かつ、エレベーターを利用せずに住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。…②	☐ 該当部位なし(1)全住戸が出入口階(左の基準①) ☐ 左2～3行目をみまして適合 → ☐ 非適合 ☐ 該当部位なし(2)EV使わず出入口(左の基準②) ☐ イ～ハをみたま経路あり適合 ☐ 非適合	←以下及びイ～ハ記入なしで可 ☐ エレベーターで出入口階に到達 ☐ 1階分の階段で出入口階に到達 ←以下及びイ～ハ記入なしで可	
	イ エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、次に掲げる基準に適合していること。	☐ 該当部位なし(エレベーター非設置等) ☐ 適合 ☐ 非適合		
	① エレベーターの出入口の有効な幅員が800mm以上であること。	☐ 該当しない ☐ 左欄をみまして適合 → ☐ 左欄をみたまさず非適合 →	エレベーター出入口の有効幅員 mm	
	② エレベーターホールに一辺を1,500mmとする正方形の空間を確保できるものであること。	☐ 該当しない ☐ 左欄をみまして適合 → ☐ 左欄をみたまさず非適合 →	確保できる正方形の一辺の長さ mm	
	ロ 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。	☐ 該当しない ☐ 5mmを超える段差なく適合 ☐ 5mmを超える段差があり非適合		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ	
(3) エレベーター	ハ 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。		☐ 該当しない→ ☐ 高低差あるが基準対応して適合 ☐ 高低差あり基準未対応で非適合	☐ エレベータ設備がない ☐ 高低差がない	
	① 勾配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が900mm以上であるか、又は、高低差が80mm以下で勾配が1/8以下の傾斜路若しくは勾配が1/15以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が1,200mm以上であること。		☐ 該当しない ☐ 左欄をみたさず非適合 → ☐ 左欄をみたして適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差 mm ☐ 傾斜路と段の併設で対応（③に記述） ☐ 傾斜路のみで対応 設けた傾斜路勾配 1 / mm 設けた傾斜路有効幅員 mm	
	② 手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。		☐ 該当しない ☐ 手すりを設置して適合 → ☐ 手すりの設置がなく非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側 手すりの床面からの高さ mm	
	③ 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの①から④に掲げる基準※に適合していること。		☐ 該当しない ☐ 適合 ☐ 非適合	設けた傾斜路有効幅員 mm 設けた段の有効幅員 mm	
	※ (2)イ ①から④	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。	☐ 該当しない ☐ 左欄をみたして①②適合 → ☐ 左欄をみたさず①②非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面) = mm	
		② 蹴込みが30mm以下であること。		蹴込みの寸法 mm	
		③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	☐ 該当しない ☐ 左欄をみたして③④適合 → ☐ 左欄をみたさず③④非適合 →	最上段食い込み ☐ なし ☐ あり 最下段突出部分 ☐ なし ☐ あり 手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側 手すりの踏面からの高さ mm	
	④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。				

本書類の作成者	氏 名	印		作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。なお、応募時の共同申請者でなくても差し支えありません。 建築士資格の種類と登録番号を明記してください 建築士事務所の名称と所在地、電話番号等を明記してください		
	資 格	建築士免許の種類			登録番号	
		建築士事務所の名称			登録番号	
	所 属 事務所					
		住所				
	電話					

加齢対応構造等のチェックリスト

【国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第1号から5号に規定する基準】

1. 新築又は改修の別

☐ 新築	☐ 改修
-----------------------------	-----------------------------

※既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第1項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、別紙2①に掲げる基準をそのまま適用することが適当でないと登録主体が認める場合に限り適用されます。

2. バリアフリー基準への対応状況

☐ のある欄は、該当するものを
☐ に置き換えてください

☐ を ☐ に置き換えてください
自由欄はなるべく具体的に記述してください

添付資料の
対応箇所等

住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況		計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
A【国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第1号から4号に規定する基準】				
一 床は、原則として段差のない構造のものであること。	☐ 適合	☐ 非適合	B(国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第5号に規定する基準)の1(1)、2(1)記載参照	
二 居住部分内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。			Bの1(2)記載参照	
T≧19.5(T:踏面の寸法)	☐ 適合	☐ 非適合		
R÷T≦22÷21(R:けあげの寸法)	☐ 適合	☐ 非適合		
55≦T+2R≦65	☐ 適合	☐ 非適合		
三 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。			Bの2(2)記載参照	
T≧24(T:踏面の寸法)	☐ 適合	☐ 非適合		
55≦T+2R≦65(R:けあげの寸法)	☐ 適合	☐ 非適合		
四 便所、浴室及び居住部分内の階段には、手すりを設けること。			Bの1(3)記載参照	
便所	☐ 適合	☐ 非適合		
浴室	☐ 適合	☐ 非適合		
居住部分内の階段	☐ 適合	☐ 非適合		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ	
B【国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第5号に規定する基準】					
1 住宅の専用部分に係る基準					
(1) 段 差 ※専用住戸内部	イ 日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる便所、浴室、玄関、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室、特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。)を除く。)にあるバルコニー又は特定寝室の存する階にある全ての居室及びこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)内の床が、段差のない構造(5mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。	☐ 全ての床に5mm超の段差なく適合 ☐ ①～⑥以外に5mm超の段差なく適合 ☐ ①～⑥以外にも5mm超の段差あり非適合	☐ ①～⑥を除く日常生活空間の床に、5mm高を超える段差が生じない ☐ ①～⑥該当なし ☐ ①～⑥の該当部あり		
	① 玄関の出入口の段差		☐ 該当部なし ☐ 該当部あり		
	② 玄関の上がりかまちの段差		☐ 該当部なし ☐ 該当部あり		
	③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。)の出入口及び上がりかまちの段差		☐ 該当部なし ☐ 該当部あり		
	④ バルコニーの出入口の段差		☐ 該当部なし ☐ 該当部あり		
	⑤ 浴室の出入口の段差		☐ 該当部なし ☐ 該当部あり		
	⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差		☐ 該当部なし ☐ 該当部あり		
(2) 階 段 ※専用住戸内部	住戸内の階段の各部の寸法が、次に掲げる基準に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。	☐ 住戸内に階段はなく該当しない ☐ 階段あるがホームエレベーターも設置	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 /		
	イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。	☐ 階段があり左欄をみたして適合 → ☐ 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面)= mm		
	ロ 蹴込みが30mm以下であること。		蹴込みの寸法 mm		
	ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。		☐ 回り階段ではない ☐ 以下に該当しない回り階段		
	① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分		☐ 屈曲部が左欄①に該当する回り階段		
	② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分		☐ 屈曲部が左欄②に該当する回り階段		
	③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分		☐ 屈曲部が左欄③に該当する回り階段		
(3) 手すり ※専用住戸内部	イ 手すり、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。	☐ 全空間で適合または該当しない ☐ 部分的に非適合あり ☐ 適合がない			
	空間	手すりの設置の基準			
	階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。	☐ 住戸内に階段はなく該当しない ☐ 階段あるがホームエレベーターも設置 ☐ 階段があり左欄をみたして適合 → ☐ 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 1 / 手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側 手すりの踏面からの高さ mm	
	便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	☐ 設置済みで適合 ☐ 左欄をみたさず非適合		
	浴室	浴槽出入りのためのもの又は浴室内での姿勢保持のためのものが設けられていること。	☐ 住戸内に浴室はなく該当しない ☐ 設置済みで適合 ☐ 左欄をみたさず非適合		
	玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	☐ 昇降を要する段差がなく、靴の履き替えも必要としないため該当しない ☐ 設置済みで適合 ☐ 下地処理があり適合 ☐ 左欄をみたさず非適合		
	脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	☐ 住戸内に脱衣室はなく該当しない ☐ 設置済みで適合 ☐ 下地処理があり適合 ☐ 左欄をみたさず非適合		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準			対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(3) 手すり	※専用住戸内部	ロ 転落防止のための手すりか、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲にあるものその他転落のおそれのないものに設置されている手すりについては、この限りでない。	☐ 該当部位なし	☐ 住戸内に開放された廊下・階段なし ☐ 存在するが外部からの高さ1m以下	
		空間 手すりの設置の基準		※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
		バルコニー	① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)(の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。	☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたさない →	腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm
(4) 部屋の配置		ハ 転落防止のための手すりの手すり子であって、床面、腰壁等又は窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)(腰壁等又は窓台等にあっては、その高さが650mm未満のものに限る。)(からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。	☐ 該当部位なし ☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたさない →	該当する手すり子の間隔 mm	
		日常生活空間のうち、便所及び特定寝室が同一階に配置されていること。 ※専用住戸内部	☐ 住戸内に階の区別はなく該当しない ☐ 階の別あるが同一階 ☐ 同一階になく非適合		
2 住宅の共用部分に係る基準					
(1) 共用廊下	住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。		☐ 該当する共用廊下なし(長屋形式等) ☐ 適合 ☐ 非適合		
	イ 共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。				
	① 次のいずれかに該当すること。				
	a 共用廊下の床が、段差のない構造であること。		☐ 該当しない ☐ 5mmを超える段差なく適合 ☐ 5mmを超える段差があり非適合		
	b 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。		☐ 該当しない ☐ 高低差あるが基準対応して適合 ☐ 高低差あり基準未対応で非適合	☐ 共用廊下がない ☐ 共用廊下に高低差がない	
	i 勾配が1/12以下(高低差が80mm以下の場合にあっては、1/8以下)の傾斜路が設けられている又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。		☐ 該当しない ☐ 左欄をみたして適合 → ☐ 左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差 mm ☐ 傾斜路のみで対応 ☐ 傾斜路と段の併設で対応 (iiに記述) 設けた傾斜路勾配 1 /	
	ii 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イに掲げる基準※に適合していること。		☐ 該当しない ☐ 適合 ☐ 非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
	※(2)イ①から④		☐ 該当しない ☐ 左欄をみたして①②適合 → ☐ 左欄をみたさず①②非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面)=	
			☐ 該当しない ☐ 左欄をみたして③④適合 → ☐ 左欄をみたさず③④非適合 →	最上段食い込み ☐ なし ☐ あり 最下段突出部分 ☐ なし ☐ あり 手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側	
	② 手すりが共用廊下(次のa及びbに掲げる部分を除く。)の少なくとも片側に設けられていること。		☐ 該当しない ☐ 手すりを設置して適合 → ☐ 手すりの設置がなく非適合	手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側	
a 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分		☐ 該当部位で手すり設置を回避した → ☐ 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所：		
b エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分		☐ 該当部位で手すり設置を回避した → ☐ 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所：		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準			対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(1) 共用廊下	☐ 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。		☐ 該当部位なし → ☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたさない →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 ☐ 開放された共用廊下なし ☐ 存在するが1階のため適用外 腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm 該当する手すり子の間隔 mm	
	① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。 ② 転落防止のための手すりの手すり子であって、床面又は腰壁等(その高さが650mm未満のものに限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。				
(2) 主たる共用の階段	次に掲げる基準に適合していること。		☐ 該当する共用階段なし(平屋建て等) ☐ 全適合 ☐ 部分適合 ☐ 非適合		
	イ 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる基準に適合していること。		☐ 該当しない ☐ 適合 ☐ 非適合	☐ ①～④に適合 ☐ 住戸階はエレベータ利用あり③及び④に適合	
	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。		☐ 該当しない ☐ 左欄をみたして①②適合 → ☐ 左欄をみたさず①②非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面)= 蹴込みの寸法 mm	
	② 蹴込みが30mm以下であること。				
	③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。		☐ 該当しない ☐ 左欄をみたして③④適合 →	最上段食い込み ☐ なし ☐ あり 最下段突出部分 ☐ なし ☐ あり	
	④ 手すりが、少なくとも片側に設けられていること。		☐ 左欄をみたさず③④非適合 →	手すりの設置 ☐ 片側 ☐ 両側	
☐ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、その高さが1m以下の階段の部分については、この限りでない。 ① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。 ② 転落防止のための手すりの手すり子であって、踏面の先端又は腰壁等(その高さが650mm未満のものに限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。		☐ 該当部位なし ☐ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → ☐ 該当部位あり 左欄をみたさない →	☐ 開放された廊下・階段なし ☐ 存在するが外部からの高さ1m以下 腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの踏面先端からの高さ mm 該当する手すり子の間隔 mm		
本書類の作成者	氏名			作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。なお、応募時の共同申請者でなくとも差し支えありません。 建築士資格の種類と登録番号を明記してください 建築士事務所の名称と所在地、電話番号等を明記してください	
	資格	建築士免許の種類	登録番号		
	所属事務所	建築士事務所の名称	登録番号		
		住所			
	電話				